

改訂版

いじめ対応ハンドブック



富山県教育委員会

はじめに

平成23年、滋賀県大津市の中学生のいじめ自殺事案が報道で大きく取り上げられ、文部科学省をはじめ教育委員会や学校に対して、社会からこれまでの対応方法などが厳しく問われました。県教育委員会では、平成19年に「いじめ対応ハンドブック」を作成し、県内の小・中・高校・特別支援学校の教職員ならびに、スポーツ少年団の指導者、学習塾の講師、公民館の指導者、PTA役員等に配布し、教職員や地域の皆さまのいじめ対応能力の向上を図り、より多くの大人の目で児童生徒を見守り、地域総ぐるみで、いじめのない学校、地域づくり、児童生徒の健全育成に努めてまいりました。

国は平成25年に「いじめ防止対策推進法」を施行し、いじめの定義を明確にするとともに、いじめの対応や取組について学校や行政等の責務を規定しました。平成28年に最終改正がなされ、現在も法に基づきいじめの予防、早期発見、いじめに対する措置に尽力しているところであります。しかし、全国的にもいじめ被害は後を絶たず、今なお根深い社会問題となっております。また、いじめ防止対策推進法の施行からすでに7年が経過しており、学校や子供を取り巻く環境も絶えず変化しています。それに伴っていじめの態様も多様化しています。

県教育委員会としましては、ハンドブックの内容をいじめ防止対策推進法に基づいたいじめの認知や対応の方法に改めるとともに、「ネットいじめ」をはじめとする近年のいじめの態様や、被害者または加害者等への対応方法について、新しい内容のものに改めた「改訂版 いじめ対応ハンドブック」を発行する運びとなりました。

教職員や地域の皆さまには、本ハンドブックを十分に活用していただき、引き続きいじめのない学校、地域づくり、児童生徒の健全育成に寄与していただければ幸いです。

令和3年1月

富山県教育委員会

教育長 伍嶋 二美男

目 次

はじめに

I いじめの発見	
1 「いじめ」とは	1
2 子供のサインを見逃さない	2
II 基本的な対応	
1 家庭で	6
2 学習塾・習い事で	7
3 スポーツ少年団・スポーツクラブ等で	8
4 学校の対応	10
5 子供たちや保護者への指導・支援のポイント	
・ いじめられている子供へ	12
・ いじめている子供へ	13
・ いじめの周囲にいる子供へ	14
・ 保護者に対して（いじめられた側・いじめた側）	
III いじめの認識 <いじめの定義>	15
IV いじめ対策 Q&A	
Q 1 いじめは、どんな子供に起きやすいのですか。	16
Q 2 子供から「内緒にしてほしい」と言われた場合は、どうすればよいですか。	17
Q 3 いじめの事実を知った場合は、誰に相談すればよいですか。	18
Q 4 「ネットいじめ」には、どのようなものがありますか。	19
Q 5 「ネットいじめ」の対応は、どうすればよいですか。	20
Q 6 いじめの解消とは、どんな状態になったときのことですか。	21
Q 7 子供が自殺をほのめかした場合には、どのように対応すればよいですか。	22
V 研修資料	
1 多様化するいじめの特徴	25
・ 発達障害を含む、障害のある児童生徒がかかわるいじめ	
・ 性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒に対するいじめ	
・ 海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒、国際結婚の保護者を持つなどの 外国につながる児童生徒に対するいじめ	
・ 東日本大震災により被災した児童生徒に対するいじめ	
・ ネットに関するいじめ	
2 学校の対応	29
1 学校いじめ防止基本方針の策定	
2 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織	
3 学校におけるいじめの防止等に関する措置	
4 いじめ重大事態	
3 子供との面談テクニック・子供への話しかけ方テクニック	36
1 いじめ被害児童生徒への話しかけ方	
2 いじめ加害児童生徒への話しかけ方	
3 見つけにくいいじめ被害の早期発見ポイント	
4 ケースに学ぶ	
活用にあたって	44
ケース1 「対応しないでほしい」という要望があったいじめ	46
ケース2 いじめ被害を相談できない生徒への対応	48
ケース3 ネット上の中傷によるいじめ	50
ケース4 スポーツ少年団におけるいじめ	52
いじめに関する富山県内の主な相談専門機関	54
参考資料	55

I いじめの発見

1 「いじめ」とは

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条）

仲間はずれ。
無視される。

冷やかし。
からかい。

SNS等で
誹謗・中傷。

私がポイント
を解説してい
きます。

心身の苦痛を感じている



いじめの被害



2 子供のサインを見逃さない

家庭生活

学校や習い事を
休みたがる。

スマートフォンや
パソコン等をいつ
も気にしている。



親しい友達が遊び
に来ない。遊びに
行かない。

家からお金を持ち
出す。
必要以上のお金
をほしがる。



6ページへ

学 校

表情が暗い。
目線が合わない。

学習意欲をなくし、集中力が
ない。

持ち物がなくなったり、壊れて
いたりする。

発表するとき、
冷やかされたり、
笑われたりする。

欠席、遅刻、
早退が増える。



10ページへ


学習塾や習い事

いつも
おどおどし
ている。

一人でいる
ことが多い。

誰とも話を
しない。

理由もなく
休む。



7ページへ

スポーツ少年団・クラブチーム等の活動

嫌なこと面倒な
ことを押しつけ
られる（命令さ
れる）。

持ち物や履き
物が隠される
（汚される）。



練習の相手が
なかなか決ま
らない。

プレーや発言を
やじられたり、
笑われたりする。



8ページへ

Ⅱ 基本的な対応 (いじめに気付く)

1 家庭で・・・

最近様子がおかしいが・・・



- 子供が打ち明けやすい雰囲気をつくる。
- 「私たちはあなたの味方。全力で守るから何があったか話してごらん」というメッセージを送る。

話をしてくれる。

- 子供のつらい気持ちを受け止め、話を聴く。
- 学校に連絡してもよいか子供に確認する。

- 学校と連絡を取る。

- 子供の意思を尊重しながら、解消に向けて必要なことを話し合う (本人、保護者、学校の連携)。

話をしてくれない。
「何でもない」
「うるさい」

- 静かに見守りながら子供が話しやすい雰囲気をつくる。

- 子供の異変について学校に伝える。
- 今後の対応について学校と話し合う。



- 学習意欲をなくし、集中力がない。
- いつもおどおどしている。
- 用事がないのに、指導者の控え室に来たりする。
など

- 「いじめがあるのではないか」と疑う。

- 声をかける。

- 担当者全員で対応する（情報共有）。
「いじめがあるのではないか」
「活動中の周囲の様子はどうか」
「他の子供の様子に変わりはないか」に注意して見守る。

- 保護者へ連絡する。

10ページ「学校の対応」を参照

- 必要に応じて学校と連携をとる。

3 スポーツ少年団・スポーツクラブ等で・・・

最近様子がおかしいが・・・

- 練習の相手がいない。
- いつも同じ子供が片付けなどをしている。
- 名前が面白半分に出される。



- 「いじめがあるのではないか」と疑う。

- 声をかける。

- 心配な子供について指導者等の大人で対応する。
「いじめがあるのではないか」
「全ての子供が同じ動きをしているかどうか」
「本人につまらなそうな様子はないか」
注意して見守る。

- 保護者へ連絡する。

10ページ「学校の対応」を参照

- 必要に応じて学校と連携をとる。

<メモ>

気になることを記録しておきましょう。

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

記録は
大切ですよ。



4 学校の対応

いじめを見つけたら・・・

ステップ1 事実関係の確認



子供への対応、事実確認

- いじめられた子供の話をよく聞き、つらい気持ちを受け止めます。
- いじめの内容、きっかけ、日時（いつ頃から始まったのか）、場所、人数等を確認します。

気を付けること

- 必ず保護者に連絡します。
- 複数で対応します。
- いじめから必ず守ることを伝えます。
- 事実を確認しながら聞き取ります。
- 個人情報の保護に気を付けます。
- 暴行、恐喝等を伴う場合は警察との連携も考えます。
- 子供の人権に関わるなど、法的支援が必要な場合、スクールロイヤーの活用も考えます。

ステップ2 対応方針の決定

組織内での明確な役割分担

- 誰が、誰に、いつ、どのように。

子供に関わる

- いじめられた子供、いじめた子供。
- 周囲にいる子供、グループや集団全体。

気を付けること

- 関わる子供や集団によって対応の仕方が異なります。
- 専門家と連携したケース会議等を実施します。
- 役割を決めて、継続的に取り組みます。



ステップ3 対応をはじめめる



子供たちを指導・支援する

【被害者】

- いじめから絶対に守ります。
- 苦しみやつらさを受け止めながら、心のケアをします。
- 解決方法を一緒に考えます。

【加害者と周辺の子供】

- 加害者から、いじめるきっかけとなった言い分を聞きます。
- 被害者のつらい気持ちを理解させます。
- いじめは、絶対に許されないことを理解させます。

気を付けること

- 必ず保護者と連携・協力しながら取り組みます。
- 被害者の心の動きに目を向けながら、焦らずに解決策を考えます。被害者にも責任があるという考え方はあってはなりません。
- 加害者には、単に事実を責めるのではなく、自分の行為の何が問題なのかに気付かせ理解させます。

ステップ4 対応の継続、見直し

子供たちの変化を継続して見守る

- 子供たちのその後を見守り、行動がどのように変わったかを考えます。
いじめが解消に向かわない場合は、再度支援方針を検討します。
- いじめが再発していることが分かったら、保護者に連絡します。



気を付けること

- 相談機関との連携も考えます。
→ 相談専門機関一覧は、54ページへ

5 子供たちや保護者への指導・支援のポイント

いじめられている子供へ

- 以前に聴いた訴えであっても、初めて聴くときのように耳を傾けます。
- うなずきながら、じっくりと話を聴きます。
- いじめ体験を思い出して苦しんでいる子供には無理に話をさせず、落ち着かせたり、安心させたりします。
- 自尊感情を高めるように留意します。
- いじめが解消するまで、また、解消してからも徹底して守り通すという強い気持ちを伝えます。
- 「秘密にするから」などのできない約束はせず、「あなたを守ってくれる大人に伝えることは大切なことである」ことを理解させます。
- どうしてほしいのか、意思の確認をしながら、今後の対応を一緒に考えます。



組織(複数)で対応する大切さ

熱心であればあるほど、「自分が解決しなければ」という強い思いをもつことがあります。

解決を焦り、本人や保護者が望んでいない対応や安易な激励、いじめの事実を公にするなど人権意識を欠いた対応等「落とし穴」にはまってしまいます。

こうした抱え込みを防ぐためにも組織(複数)での対応が必要となります。

いじめている子供へ

- 保護者の理解や納得を得た上で指導します。
- 加害者の言い分をしっかりと聞きとともに、被害者のつらい気持ちといじめは絶対に許されない行為であることを理解させます。
- いじめた子供が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、本人の安心・安全、健全な人格の発達に配慮します。
- 本人の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して対応します。
- いじめの状況に応じて、心理的な孤独感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導の他、場合によっては出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をします。



形よりも心が大切

いじめられた子供への謝罪をあわててはいけません。形だけの安易な仲直りは、いじめられた子供の心をさらに傷つけることや謝罪をもっていじめが解消したと捉えられる危険性があります。いじめられた子供や保護者の気持ち、いじめている子供の気付きや内省の程度、段階を見極め、十分配慮した対応が必要です。

いじめの周囲にいる子供へ

- 「ふざけ」「ひやかし」「からかい」「無視や仲間外れ」「陰口」「暴力」など様々な心理的・身体的態様があることを示し、相手が苦痛だと感じたら全て「いじめ」になることを指導します。
- いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを示し、絶対に許されないという意識を徹底させる指導をします。
- いじめられている子供の気持ちを考えさせ、自らの態度を振り返らせる指導をします。その際、自分たちも、いじめを受けている子供にとっては心理的な加害者であることを指導します。
- いじめと感じたら、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気をもつように伝えます。また、いじめを知らせにきた子供に対しても徹底して守り通すことを伝えます。



保護者に対して（いじめられた側・いじめた側）

【いじめられた側・いじめた側双方に対して】

- 双方の保護者には誠意ある態度で事実関係を正確に伝えます。
- 「いじめられた子供・いじめた子供の未来のために」という目標を共有しながら連携して解決を図ります。

【いじめられた側に対して】

- 徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を取り除きます。
- いじめられた子供が安心して活動できるように、状況や必要に応じて、心理や福祉等の専門家などの外部専門家の協力を得ることができると伝えます。

【いじめた側に対して】

- 迅速に事実関係に対する保護者の理解や納得を得た上、保護者と連携して以後の対応を適切に行えるよう協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行います。

Ⅲ いじめの認識

<いじめの定義>

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。 【いじめ防止対策推進法 第2条】

※いじめに当たるか否かの判断は、いじめられたとする児童生徒の気持ちを重視する立場に立って組織的に行います。

※「一定の人的関係」のある者とは、学校の内外を問わず、当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）等、当該児童生徒と何らかの人間関係のある者を指します。

※「心理的な影響を与える行為」とは、「仲間はずれ」や「集団による無視」等、直接的に関わるものではないが心理的な圧迫等で相手に苦痛を与えるものも含まれます。

※「物理的な影響を与える行為」とは、身体的な攻撃のほか、金品をたかられたり、隠されたりすることなども意味しています。

旧来の、「一方的」「継続的」「深刻な苦痛」という基準ではありません。些細なことでも「気がかりなこと」を放置せずに組織的に対応しましょう。



【平成25年「生徒指導リーフ いじめの『認知件数』】

（国立教育政策研究所）より】

Ⅳ いじめ対策 Q & A

Q1 いじめは、どんな子供に起きやすいのですか。



A1 いじめは、どの子供にも、どの学校にも、どのクラスにも起こりうるとされています。

国立教育政策研究所による調査では、小学4年～中学3年の児童生徒のうち約9割が、いじめの被害も加害も経験したことがあるとの結果があります。

誰もがいじめを受ける可能性があり、また逆にいじめを行う可能性や「傍観者」となる可能性があります。その意味で、いじめは全ての児童生徒に関する問題です。

いじめの見落とし・見逃しは、「いじめの定義」の理解不足から起こります。

→ 「いじめの定義」15ページへ

「いじめ0」から「いじめ見逃し0」へと意識を変え、いじめ問題への対処に組織的に取り組むことが大切です。



Q2 子供から「内緒にしてほしい」と言われた場合は、どうすればよいですか。



A2 決して一人で抱え込んではいけません。

①子供の気持ちを尊重しながら話し合います。

「どんなことが心配かな？」

「解決のためには他の人の力も必要なんだけど、話していいのは誰と誰かな？」

②子供が納得したことについて、組織で対応します。

→ 具体的な対応は、10ページ（ステップ1）へ



Q3 いじめの事実を知った場合は、誰に相談すればよいですか。



A3

①学校に相談します。

担任や学年主任の先生（または教頭先生、生徒指導の先生など）がよいでしょう。

学校では、

スクールカウンセラー（SC）



心理の専門スタッフ。いじめや不登校などの学校生活における様々な悩みや課題について話を聴いたり専門的な立場からの助言をしたりする仕事。

スクールソーシャルワーカー（SSW）

社会福祉の専門スタッフ。学校や関係機関と連携し、子供を取り巻く環境に働きかけることでその改善を図る仕事。



などの専門家と連携したケース会議等を実施し、いじめの解決を図ります。

②相談窓口（専門機関）に相談します。

→ いじめに関する富山県内の主な相談専門機関 54ページへ

Q4 「ネットいじめ」には、どのようなものがありますか。



A4 大きく分けて3種類あります。

①言葉による誹謗・中傷

- 悪口や暴言
- 仲間はずれ（SNS上のグループからの排斥等）

②写真や動画など画像が使われるいじめ

- 盗撮した写真や加工した画像によるからかい
- 嫌がる行為をむりに行わせ、その様子を撮影した画像を拡散
- 画像の拡散をもとにした脅迫（金品や裸体写真等の提供を強要するなど）

③個人情報の無断流用

- 「なりすまし」^(注1)による嫌がらせ
- 氏名や住所、学校名等の無断掲載



(注1) 「なりすまし」とは、他人のふりをしてネット上で活動し、なりすましている本人に害を及ぼすこと。

Q5 「ネットいじめ」の対応は、どうすればよいですか。



A5

①被害の拡大（拡散）防止のため、迅速に対応します。

- 証拠保全のため書き込み内容やデータは保存してから（書き込み者、サイト管理者、プロバイダ等へ）削除依頼を行います。
- 発信者からたどって拡散状況を確認します。
- 関係者全員に聞き取りを行います。

②SNS上への誹謗・中傷の書き込みは人権侵害であり、犯罪であることを毅然とした態度で指導します。

- 関係者全員に指導します。（可能な限り端末で実際の画面を確認しながら）
- 保護者にも事実と指導内容を連絡し、家庭における対応と継続的な指導への協力を求めます。

→ ネットに関するいじめ 27ページへ



【平成24年「学校ネットパトロールに関する取組事例・資料集 教育委員会等向け」（文部科学省）より】

Q6 いじめの解消とは、どんな状態になったときのことですか。



A6 以下の二つの状態であることを指します。

①いじめに係る行為が止んでいること

- 被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が、少なくとも3か月以上継続していること。

②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

- 児童生徒および保護者に対して、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談によって確認します。

※「謝罪＝解消」ではありません。

※いじめが解消されていないと判断される場合は、期間に関係なく被害児童生徒への支援を継続します。

※いじめが解消された状態になっても、再発する可能性があることを踏まえ、被害・加害の児童生徒について日常的に注意深く観察します。

【平成29年「いじめの防止等のための基本的な方針」

(文部科学省) より】

Q7 子供が自殺をほのめかした場合には、どのように対応すればよいですか。



A7 以下の手順で慎重に、迅速に対応します。

①訴えを十分に聴き、死にたくなるほどつらい、苦しい状況であることを共感的に受け止めます。

- 安全確保ができるまで一人にしないようにします。
- 一人で抱え込まず、学校や相談機関に連絡します。
- 安易に、死にたい気持ちを否定したり、がんばるように励ましたりせず、以下のような説明をしっかりと行って対応しましょう。

- いじめ体験は、人のエネルギーを吸い取り、元気をなくして、他に何も解決方法がないと思込ませています。(正常な判断力を失った“視野狭窄”といわれている状態)
- 元気が回復すると別の解決方法が必ず見付かります。
- 今、一番大切なのは、元気を回復して、正常な判断力を取り戻すことです。
- 私たちは、あなたを助ける覚悟がある。(元気を回復するためのサポートは学校でもできるけれど専門家の助けを借りるとより効果的です。助けを求めることは、あなたの置かれた状況であれば自然なことであって、あなたが弱いからではありません。)
そして、「あなたを支えるためのチームをつくりたいので、この話を他の人にするけど、話してよいのは誰？」と聞き、できるだけ本人の希望に沿った態勢をつくることを約束しましょう。

②学校、家庭、専門機関（児童相談所、警察、相談窓口など）が連携して支援を継続します。

- 複数の教職員で綿密な情報交換と見守りを行います。
- スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等と連携（早急に面談を実施）して対応します。
- 家庭で子供を見守り、子供の小さな変化を見逃さないようにします。

【平成19年「いじめ対策Q&A」（文部科学省）より】

〈TALKの原則〉

自殺の危険が高まった子供への対応においては、次のようなTALKの原則が求められます。

Tell：言葉にして心配していることを伝える

「死にたいくらいつらいことがあったんだね。あなたのことをとても心配しているよ。」

Ask：「死にたい」という気持ちについて、率直に尋ねる

「どんなときに死にたいと思うの？」

Listen：絶望的な気持ちを傾聴する

- ・聴き役に徹して信頼関係を築く。
- ・子供の考えや行動を善し悪しで判断せず、そうならざるを得なかった状況を理解するよう努める。
- ・目先の言動に振り回されることなく、子供の行為の背景や本心を探る。

Keep safe：安全を確保する

- ・危険だと判断したら、ひとまず一人にしないで寄り添い、他からも適切な援助を求める。

【平成21年「教師が知っておきたい子供の自殺予防」

（文部科学省）より】

<メモ>

気になることを記録しておきましょう。

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

記録は
大切ですよ。



V 研修資料



研修資料 1 多様化するいじめの特徴

(特に配慮が必要な児童生徒へのいじめについて)

発達障害を含む、障害のある児童生徒がかかわるいじめ

発達障害等の理解

自閉症スペクトラム障害 (ASD)、学習障害 (LD)、注意欠陥多動性障害 (ADHD) 等の発達障害のある児童生徒の場合、自己の興味関心へのこだわりが強いことや他者への配慮に欠けることがあり、集団になじめないなどの状況になっている場合があります。

このような児童生徒に対して、教職員は個に応じた配慮を行わない場合が少なくありません。しかしながら、将来、自立が困難であったり、社会とうまくかかわることが困難になる可能性が大きいことから、これらの児童生徒に対しては、個に応じた配慮が必要です。

いじめへの対応

教職員が個々の児童生徒の障害の特性への理解を深めるとともに、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有を行いつつ、当該児童生徒のニーズや特性、専門家の意見を踏まえた適切な指導及び支援を行うことが必要です。

いじめの未然防止

発達障害やその傾向にある児童生徒が在籍する学級では、学級担任や教科担任は次の二つの視点での対応が求められます。

(1) 「個別支援 (個別指導)」に基づく対応

「つまずきやすい」児童生徒に対して、個に応じた助言や支援を行う、スモールステップや繰り返しによる学習で身に付けたことを、学校や家庭生活で実践できるように工夫するなど。

(2) 「集団指導」に基づく対応

「つまずきやすい」児童生徒だけでなく、全ての児童生徒が互いの特性等を理解し合い、助け合って共に伸びていこうとする集団づくりを進める、分かりやすい授業づくりを進めるなど。

性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒に対するいじめ

性同一性障害等に係る児童生徒については、学校生活を送る上で特有の支援が必要な場合があることから、個別の事案に応じ、児童生徒の心情等に配慮した対応を行います。

学校における支援体制をつくる

性同一性障害等に係る児童生徒の支援は、組織的に取り組むことが重要です。学校内外にサポートチームをつくり、教職員による支援委員会や専門家を交えたケース会議等を適時開催しながら対応を進めます。また、当事者である児童生徒やその保護者に対し、情報を共有する意図を十分に説明・相談し理解を得ながら対応します。

性同一性障害等に関わる児童生徒のいじめの防止のために

学級・ホームルームにおいては、いかなる理由でもいじめや差別を許さない適切な生徒指導・人権教育等を推進することが支援の土台となります。また、性同一性障害等に係る児童生徒は、自身のそうした状態を秘匿しておきたい場合があること等を踏まえつつ、日頃より相談しやすい環境を整えていくことが望まれます。

海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童生徒に対するいじめ

言語や文化の差から、学校での学びにおいて困難を抱える場合も多いことに留意し、それらの差からいじめが行われないよう注意深く見守り、必要な支援を行っています。

東日本大震災により被災した児童生徒に対するいじめ

被災児童生徒が受けた心身への多大な影響や慣れない環境への不安等を理解し、被災児童生徒に対するいじめの未然防止・早期発見に取り組みます。

ネットに関するいじめ

インターネットは利便性が高い一方、いじめの道具になってしまう場合もあります。暴力等の目に見える被害と違い、見えにくく、心理的、精神的な被害となるため、決して軽んじることがないように対応しなければなりません。

ネットいじめの特徴

- 匿名性が高く、容易に書き込みができ、被害者にも加害者にもなりえます。
- ネットにアップされたデータは複製等が容易で、拡散が早く、完全に削除することは難しいです。そのため、いじめの影響が深く、長く残り続ける可能性があります。
- 児童生徒のネットの利用状況について、保護者や教職員による把握が難しく、ネット上で行われているいじめは気付きにくいです。

対応のポイント

通常がいじめと同様、組織対応することになりますが、上記で示した特徴から、より迅速かつ適切な対応が求められます。組織のメンバーの中に、ネットに詳しい人がいることが望ましいです。また、ネットいじめは全体像がつかみづらい場合もあり、内容をよく整理しながら確認をしましょう。

- 証拠保全：被害児童生徒からいじめの証拠となる情報を確認します。使用されたアプリ、アカウント等を基に事実確認を行います。確認した事項は、時系列で記録をして、画像データとして証拠保全をします。

【加害児童生徒が特定できている場合】

- 他人が「なりすまし」を行っていることもあるので、慎重に聞き取りをします。
- 加害児童生徒に対して、いじめは許されない行為であることを理解させるとともに、児童生徒の背景にも注意しながら指導します。
- 加害児童生徒の保護者に対する説明をするとともに、家庭における児童生徒の様子等の情報提供も依頼します。

【加害児童生徒が特定できていない場合】

- アンケートの内容、方法等を検討します。
- 学校全体、学年、クラスに対して、いじめは許されない行為であること、被害児童生徒のつらい気持ちや苦しみを理解させます。
- ネットいじめは「名誉毀損」や「侮辱」といった法律に抵触する可能性があることを説明し、理解させます。

- データの削除：児童生徒に対し、書き込んだ情報を削除させます。(大人が立ち会いのもと) 必要な場合、掲示板管理者やサイト管理者、プロバイダに対して削除を依頼します。
- 教育相談担当の教員やスクールカウンセラーを活用し、被害児童生徒の心のケアに努めます。

未然防止のために家庭でできること

- スマートフォンやPC等によるSNSの利用について家庭で話し合い、ルールやマナーに関する約束を決めておきます。
- 携帯電話会社に相談し、子供にとって好ましくないサイトへのアクセス制限についてフィルタリング設定を行います。
- 日頃から家庭での会話を増やし、子供がSNSを利用して何をしているのかを把握しておきます。

研修資料 2 学校の対応

学校は、いじめ防止等のため、学校いじめ防止基本方針に基づき、学校いじめ対策組織を中核として、校長の強力なリーダーシップの下、一致協力体制を確立し、学校の設置者とも適切に連携の上、学校の実情に応じた対策を推進することが必要です。

1 学校いじめ防止基本方針の策定

いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）

（学校いじめ防止基本方針）

第13条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

各学校は、国の基本方針、地方いじめ防止基本方針を参考にして、どのようにいじめの防止等の取組を行うかについての基本的な方向や、取組の内容等を「学校いじめ防止基本方針」として定めることが必要です。

学校いじめ防止基本方針の策定のポイント

- いじめの防止、いじめの早期発見、事案対処などいじめの防止等全体に係る内容であること。
- 年間の学校教育活動全体を通じて、いじめの防止に資する多様な取組が体系的・計画的に行われるよう、包括的な取組の方針を定めたり、その具体的な指導内容のプログラム化を図ること。
- アンケート、いじめの通報、情報共有、適切な対処等のあり方についてのマニュアルを定め、それを徹底するため、「チェックリストを作成・共有して全教職員で実施する」などといったような具体的な取組を盛り込むこと。

- より実効性の高い取組を実施するため、学校いじめ防止基本方針が、当該学校の実情に即して適切に機能しているかを学校いじめ対策組織を中心に点検し、必要に応じて見直す、というPDCAサイクルを盛り込むこと。
- いじめの防止等のための取組（いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに係る取組、早期発見・事案対処のマニュアルの実行、定期的・必要に応じたアンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）に係る達成目標を設定し、学校評価において目標の達成状況を評価すること。また、評価結果を踏まえ、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善を図ること。

2 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）

（学校におけるいじめの防止等の対策のための組織）

第22条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

学校いじめ対策組織は、いじめの防止等の中核となる組織として、的確にいじめの疑いに関する情報を共有し、共有された情報を基に、組織的に対応できるような体制とすることが必要です。

教職員は、些細な兆候や懸念、児童生徒からの訴えを抱え込まずに、又は対応不要であると個人で判断せずに、直ちに全て当該組織に報告・相談します。

当該組織に集められた情報は、個別の児童生徒等ごとなどに記録し、複数の教職員が個別に認知した情報の集約と共有化を図ります。

3 学校におけるいじめの防止等に関する措置

(1) いじめの防止

「いじめはどの子供にも起こりうる」という事実を踏まえ、いじめに向かわせないための未然防止として、次のような取組を行っていく必要があります。

- 児童生徒が自主的にいじめの問題について考え、議論すること等のいじめの防止に資する活動に取り組む。
- 児童生徒が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規則正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。
- 集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。
- 教職員の言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒のいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

(2) 早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識することが重要です。些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの確かな関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要です。

日頃から児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的に児童生徒の情報交換を行い、情報を共有することが大切です。

(3) いじめに対する措置

いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）

（いじめに対する措置）

第23条 学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。

学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに、学校いじめ対策組織に対し当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげなければなりません。

また、各教職員は、学校の定めた方針等に沿って、いじめに係る情報を適切に記録しておく必要があります。

学校いじめ対策組織において情報共有を行った後は、事実関係の確認の上、組織的に対応方針を決定し、被害児童生徒を徹底して守り通します。

加害児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導します。これらの対応については、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組むことが大切です。

4 いじめ重大事態

いじめ防止対策推進法第28条には、重大事態について定められています。「重大事態」が発生した場合は、その疑いがある場合も含めて、地方公共団体の長へ報告した上で、調査組織を設けて調査を行うことが義務づけられています。

(1) 重大事態とは

- ① いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - ② いじめにより児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき。
- ※「相当の期間」とは年間30日を目安。ただし、一定期間、連続して欠席しているような場合には、この目安に関わらず、迅速に調査に着手。

(2) 重大事態としての取扱いについての留意点

- 重大事態は、事実関係が確定した段階で重大事態として対応を開始するのではなく、「疑い」が生じた段階で調査を開始しなければなりません。
- いじめを受けた児童生徒や保護者から、「いじめにより重大な被害が生じた」という申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たることが必要です。

(3) 重大事態として扱われた事例

「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」には、以下のような重大事態の事例が記載されています。

- ① 児童生徒が自殺を企図した場合
 - 軽傷で済んだものの、自殺を企図した。
- ② 心身に重大な被害を被った場合
 - リストカット等の自傷行為を行った。
 - 暴行を受け、骨折した。
 - 投げ飛ばされ脳震盪となった。
 - 殴られて歯が折れた。
 - カッターで刺されそうになったが、咄嗟にバッグを盾にしたため刺されなかった。
 - 心的外傷後ストレス障害と診断された。
 - 嘔吐や腹痛などの心因性の身体反応が続く。

- 多くの生徒の前でズボンと下着を脱がされ裸にされた。
- わいせつな画像や顔写真を加工した画像をインターネット上で拡散された。

③ 金品等に重大な被害を被った場合

- 複数の生徒から金銭を強要され、総額1万円を渡した。
- スマートフォンを水に浸けられ壊された。

④ いじめにより転学等を余儀なくされた場合

- 欠席が続き（重大事態の目安である30日には達していない）当該校へは復帰ができないと判断し、転学（退学等も含む）した。

(4) 重大事態への対応

① 調査の主体の判断

調査の主体は、学校が主体となっていく場合と、学校の設置者が主体となっていく場合があり、学校の設置者が判断します。

これまでの経緯や事案の特性、いじめを受けた児童生徒や保護者の訴え等を踏まえ、学校主体での調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果が得られないと学校の設置者が判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、学校の設置者において調査を実施します。

② 調査組織について

学校が主体の場合は、次の二つの方法が考えられます。

- ア) 学校いじめ対策組織に第三者が加わる方法
- イ) 学校が第三者調査委員会を立ち上げる方法

③ 調査の開始

調査実施前に、いじめを受けた児童生徒及び保護者に対して調査目的、調査組織、調査期間、調査事項、調査方法、調査結果の提供等について説明します。また、いじめを行った児童生徒及び保護者に対しても同様に説明します。

④ 対応例

学校が調査主体の場合

学校の設置者の指導・助言のもと、以下のような対応に当たる

● 学校の下に、重大事態の調査組織を設置

- ※ 組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めることが求められる。
- ※ 第22条に基づく「いじめの防止等の対策のための組織」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法も考えられる。

● 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施

- ※ いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査すべき。
- ※ たとえ調査主体に不都合なことがあったとしても、事実にしかりと向き合おうとする姿勢が重要。
- ※ これまでに学校で先行して調査している場合も、調査資料の分析や必要に応じて新たな調査を実施。

● いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供

- ※ 調査によって明らかになった事実関係について、情報を適切に提供（適時・適切な方法で経過報告があることが望ましい）。
- ※ 関係者の個人情報に十分配慮。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。
- ※ 得られたアンケートは、いじめられた児童生徒や保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置が必要。

● 調査結果を学校の設置者に報告（※設置者から地方公共団体の長等に報告）

- ※ いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

● 調査結果を踏まえた必要な措置

学校の設置者が調査主体の場合

● 設置者の指示のもと、資料の提出など、調査に協力

研修資料 3 子供との面談テクニック・子供への話しかけ方テクニック

1 いじめ被害児童生徒への話しかけ方

《「いじめ」という言葉を使わずに、いじめの被害を早期発見するポイントと具体的な声のかけ方》

アプローチする

ポイント

- 顔色が悪い、授業中に発言しなくなったなど、客観的に「○○のように見えるよ」とアプローチをする。
- 本人が「はい・いいえ」で返答できる声かけにする。また、「できていない」ことでも、その理由（内面）にふれずに、「いいえ」と返答できる声かけからスタートする。

具体的な声かけ

- 「最近、元気がないように見えるよ」
- 「最近、笑顔が少なくなったような気がするなあ」
- 「食欲はある？」
- 「夜はよく眠れている？」
- 「お腹が痛いとか、頭が痛いとかはない？」 など

このアプローチに

応じる場合

37ページへ

応じない場合

38ページへ

応じる場合

ポイント

- 「悩んでいるのか」と聞くと、いじめ被害を隠そうとする場合がある。
- 本人にとって答えやすく抵抗の少ない言葉を使う。

具体的な声かけ

- 「何かちょっとでも困っていること、どうしていいか分からないことはあるかな？」
- 「そうか。そのことについて、誰かに話せている？」
など

いじめの被害の内容を聞き出す

ポイント

- いじめられていることは、本人にとって認めたくないこと。そのことを理解する。
- 答えを選択式にする→言葉にするのが難しい子供でも話しやすくなる。
- 本人の気持ちを吐き出させてあげる。
- 今後の対応について相談する。答えられない場合を考え、3パターン以上の準備をしておくとうい。

【例】「謝ってほしい」、「もうしないでほしい」、「関わってほしくない」など

具体的な声かけ

- 「困っていることは、①家のこと、②勉強のこと、③クラスの間関係のこと、のどれ？」
- 「人間関係で困っているの？それは、①クラス、②別のクラス、③部活、のどれだろう？」
- 「誰のことが言いたくなかったら、言わなくていいよ。仮にその人のことAさんとしよう。Aさんから嫌なことを言われたりしたのかな？」
- 「そのとき、どんな気持ちだったの？嫌だった？腹が立った？」
- 「Aさんに、この後どうしてほしい？」など

応じない場合

ポイント

- 子供によって、話しやすい相手は異なる。
- 担任に話しづらいようならば、他の話しやすい人へ橋渡しする。
- 学校の他にも相談機関があることを教える。

具体的な声かけ

- 「先生に話しづらかったら、スクールカウンセラーの先生もいるよ。保健室の先生も相談にのってくれるよ」
- 「学校で話しにくかったら、相談電話等、学校の他にも話を聞いてくれるところがあるよ」 など

重要ポイント

「秘密にするから」、「内緒にするから」などのできない約束はせず、「あなたを守ってくれる大人に伝えることは大切なこと」であることを理解させる。

2 いじめ加害児童生徒への話しかけ方

《いじめをどう認めさせるか。いじめはいけないことであることをどうやって理解させるか。》

① 感情の共感

ここでのポイント

先生は、あなたのことを承認していることを感じさせる「空気づくり」を大切に、加害者にとって最も話しやすい教員がアプローチする。

具体的な声かけ

「最近、何となく嫌だなと思っていることはないかな？」

「何かイライラすることはないかな？」など

加害者の反応

「実は、むかつくことがあって…。あいつが、俺に●●●したんだ！」

ここでのポイント

加害者の嫌だった気持ちに寄り添い、その気持ちを共有（共感）することで、反省しやすくなる。

具体的な声かけ

「あなたも、つらかったんだね。」

「我慢していたんだね。」 など

重要ポイント

加害者は、何らかの「困り感」などがきっかけでいじめ行為にいたっている。

ここでのポイント

被害者の立場に立って考えさせ、加害者が自分の気持ちだけで行動していることに気付かせるとともに、いじめ行為は許されないことを教える。

具体的な声かけ

「(被害者に)は、あなたのそういう気持ちを言ったのかな？」

「(被害者に)は、あなたの気持ちを知っているのかな？」など

加害者の反応

「言っていない。」

「言わなくてもわかるやる？」

ここでのポイント

加害者が納得することが重要であり、加害者が納得したら、「▲▲▲したこと、やり過ぎだったな」などの気付きが起こる。

具体的な声かけ

「それは、(被害者に)言わないとわからないよ！」

「あなただって、急に理由が分からないまま、●●●されたら、意味が分からないよね？」
など

加害者の反応

「まあ、そうだな。ちょっとやり過ぎたかな。」

重要ポイント

加害者の **感情** と **行為** を分けて考える。

感情は否定せずに共感し、いじめ行為のみを指導する。

(感情と行為をセットにして指導すると、心を閉ざしたり、反発したりする傾向がある。)

ここでのポイント

アサーション（自己主張）スキルを身に付けるようアドバイスする。

相手に「嫌なことだから、やめてほしい」と自分の口で伝えることの大切さを教える。それができなさそうなら、教師が仲介人となり嫌な気持ちであることを伝える。

具体的な声かけ

「もし、再び被害者が●●●してきたら、今度はどうする？」
具体策の選択肢を示し、加害者にどう対応するかを自分で決めさせる。

(例)

- ・「それは嫌だから、やめてほしい」と自分の口で伝える。
- ・その場から離れ、距離をとる行動をとる。
- ・教師に報告し、教師が介入してやめてほしいと言ってもらう。
など

ここでのポイント

リラックススキルを身に付けるようアドバイスする。

嫌な気持ちになったときの対処方法をアドバイスする。

具体的な声かけ

「もしまた、むかつくようなことがあったらどうする？」
ストレス解消スキルを教える。

(例)

- ・家族や大人に自分の気持ちを聞いてもらう。
- ・好きなことに熱中する。
- ・①拳を5秒間握る。
②パッと手のひらを解放する。
など

重要ポイント

加害者が被害者に対して再び嫌な感情を抱いてしまった場合、どうすればよいかを教える。

3 見つけにくいいじめ被害の早期発見ポイント

見つけにくいいじめの被害者の発見チェック例

気になる児童生徒について、チェック を入れてみてください。

- 忘れ物が増える。
- 成績が下がる。
- 体育の見学が増える。
- 調理実習に参加しない。
- 授業や活動の参加度が低い。
- 授業中に指名しても答えない。
- グループで、自分の意見を言わない。
- 作文、工作等の展示物を仕上げない。
- 部活でやる気が見られない。 など

上記のような態度をとる、いじめ被害者の心情

- 授業中に当てられることや、自分の作品を展示されることは、周囲から注目され、陰で笑われる。
- 学校が面白くないから、積極的になれない。
- そんな態度をとっているのは、決してラクをしたいからではない。

発見チェック例の態度を、一つだけで見ると、いずれも積極性が乏しいため、「要指導」の態度に見えますが、「要支援」かもしれない。



発見チェック例に該当する態度が他の授業や活動でも見受けられるか、周囲の先生たちに様子を見てもらい、情報共有を！

(例) 「国語の授業はどう？」

「休み時間の様子は？」

「部活動ではどんな感じ？」



情報共有の結果、「要指導」の態度が多く見受けられるようだったら、いじめに遭っているかもしれません。

重要ポイント

- 「要指導」に見える態度は、「要支援」のサインかも！
- 声かけのアプローチは、「ちゃんとやりなさい」ではなく、「最近、どうかした？」

研修資料 4 ケースに学ぶ

活用にあたって

学校や子供を取り巻く環境は日々変化しており、それに伴っていじめの態様も変化しています。先のページでは、いじめの対応方法の基本をお示ししてありますが、適切な解決方法の一つではなく、そのケースに応じた対応をとることが重要です。

ここでは、下図の **研修の流れとポイント** を参考にし、各ケースの「いじめの概要」を読み、「話し合う視点」の問いについて考え、いじめの解消と未然防止につながるよう話し合しましょう。

研修の流れとポイント

児童生徒理解
・
アセスメント
(見立て)

「いじめの概要」を読み、「子供に何があったのか」、「どんな気持ちでいるか」などの**児童生徒理解**を基盤として考えます。要因や背景を考え、それらの情報を組み立てます。ここでは、いじめの概要を読んで分かることよりも、分かっていないことや、見えていないことを探ることが重要です。集まった情報を基にいじめの概要の**アセスメント（見立て）**を行い、対応方針を話し合います。

プランニング
(手立て)

見立てに基づき、**プランニング（手立て）**となる具体的な対応を話し合います。教職員のそれぞれの立場による役割分担を考えるとともに、他に援助者や支援機関にどう協力してもらいたいかを話し合います。

未然防止策

今後、同様のいじめが起こらないよう**未然防止策**を話し合います。

話合いのポイントについて

児童生徒理解・アセスメント（見立て）

- 1 このいじめの要因や背景について、多様な側面から考え話し合しましょう。

（被害者、加害者、周囲の人間関係、これまでの関係、最近の様子、当該児童生徒の性格、気になるエピソードなど、多方面に考えてみる。）

- 2 今何に困っていて、どのような困難な状況におかれているか考え、話し合しましょう。

（被害者、加害者、保護者、周囲の子供など、それぞれがどのような心情でいるか。被害者や加害者の行動や言動にどんな意味があるのかなど。）

プランニング（手立て）

- 3 このいじめの解消に向け、学校はどんな対応をとればよいか。また、誰にどのような働きかけをしたらよいか考え、話し合しましょう。

（支援資源には何があるか、教員の役割分担をどのようにするか、その他援助者や支援機関にどう支援をしてもらうかなど。）

未然防止策

- 4 各ケースの事案を踏まえ、今後同様のいじめを未然に防ぐためには、何をしたらよいか考え、話し合しましょう。

（授業、学級活動等クラスでできること、学校全体でできること、学校と地域が連携してできること等。）

ケース1 「対応しないでほしい」という要望があったいじめ

○いじめの概要

被害児童：A（小6男）

加害児童：B、C、D（小6男）

Aは、4月から同級生のB、C、Dから学校内で繰り返し足を蹴られたり背中を叩かれたりするいじめを受けていた。7月の個人懇談会でAの母親が担任に話したことにより発覚した。

担任は「すぐに対応したい」と母親に伝えたが、母親は「本人が『先生に言ってほしくない。自分の力で仲よくなりたい』と強く言っているので、対応はしないでほしい」と担任に伝えた。

[参考情報]

- 5年時のクラス替えで、AとBは同じクラスになった。
- B、C、Dは以前から仲がよかった。
- 5年生の3学期にAとBが体育の授業で同じチームになったときに、Aがうまくプレーできなかったことに、Bが腹を立てたことがいじめのきっかけとなった。
- Aは5月頃に、B、C、Dに学校で蹴られたり叩かれたりしていることを母親に話した。
- 6年生は2クラス編成で、Aの担任は20歳代である。
- もう一つのクラスを担当する教諭が40歳代で学年主任である。

話し合う視点

児童生徒理解・アセスメント（見立て）

- 1 このいじめの要因や背景について、考えられることを話し合しましょう。

体育のトラブル以外にも、何かあったのでは？



- 2 被害者、加害者、保護者、周囲の子供が、今何に困っていて、どうなりたいと思っているのか話し合しましょう。

Aは先生に対応してもらってどうなっているのだろうか？



プランニング（手立て）

- 3 このいじめの解消に向け、学校は誰に、どんな対応をとればよいか話し合しましょう。

「対応はしないでほしい」という思いにどのように答えたらよいだろうか？



未然防止策

- 4 このいじめ事案を踏まえ、学校として今後同様のいじめを未然に防ぐためには、何をしたらよいか話し合しましょう。

子供、保護者に「対応してもらいたいな」と信頼してもらおうことが大切です。



ケース2 いじめ被害を相談できない生徒への対応

○いじめの概要

被害生徒：A（中2女）

加害生徒：B（中2女）、C（中2女）

2学期の終わり頃から、AはBから悪口を言われたり、中傷する手紙を回されたりした。またAは、BとCから机に落書きもされた。Aは、BとCから仲間はずれにされているのではないかと考えるようになった。

Aは、嫌がらせを受けていることや無視されていることについて、誰にも相談せずにした。

そのうち、Aは休み時間や特別教室の移動等はいつも一人で行動するようになった。当事者以外のクラスメイトのほとんどが、Aが一人で行動していることについて、気付いているが、見て見ぬふりをしている状況であった。

ある日、担任が提出物を集めている際にAの手首にカッターのような物で何度か切った傷跡があることに気付き、呼び出して面談を行い、本人に事情を聞いた。

しかし、Aは、「傷はちょっといたずらしただけ」「困っていることは何もない」といってそれ以上何も話さなかった。

[参考情報]

- 同校は3クラス編成で毎年クラス替えを実施していた。
- Aは、Bと1年時から同じクラスであった。Cは、クラス替えによって2年時から同クラスになった。
- Cは、多くのクラスメイトから推薦されクラス委員となった。Cの周りには、いつも男女問わず5、6人が集まっていた。Cは、1年の1学期後半に他市から転校してきた。
- 1年時、AとBとは仲良しグループ内にいた。
- Aの保護者は、Bの保護者とクラス懇談会で挨拶するなど、顔見知りであった。Cの保護者とは、会話をしたことがなかった。
- 担任(男性)は、本年度クラス担任となった(昨年は他学年の担任)。
- スクールカウンセラー(女性)は、3年前から同学校に配置され、毎週水曜日に同校で勤務している。
- 養護教諭(女性)は、同校勤務1年目である。

話し合う視点

児童生徒理解・アセスメント（見立て）

- 1 このいじめの要因や背景について、考えられることを話し合しましょう。

A、B、Cの関係性に着目！
1年時と2年時の変化は？



- 2 被害者、加害者が、今何に困っていて、どのような困難な状況におかれているのか話し合しましょう。

Aは、なぜ担任に何も話さなかったのだろう？



プランニング（手立て）

- 3 このいじめの解消に向け、学校はどんな対応をとればよいか話し合しましょう。

人的資源：だれに、どんな協力をしてもらおうのかな？



未然防止策

- 4 このいじめ事案を踏まえ、クラスとして今後同様のいじめを未然に防ぐためには、何をしたらよいか話し合しましょう。

それぞれの立場で考えてみましょう。



ケース3 ネット上の中傷によるいじめ

○いじめの概要

被害生徒：A（高1女）

加害生徒：B（高1女）、被害生徒のクラスメイト複数

2月に、Aから担任へ、同じ学級のBのツイッターに、自分の悪口が書かれているとの相談があった。

担任がAから事情を聞くと、Aの実名は書かれてはいないが、誹謗・中傷の相手がA本人であることが特定できる文面で、「いつもいい子ぶって、うざい」「学校へ来るな」といった言葉が書かれているとのことであった。Aは、その内容が自分のことを指しているのではないかとBに直接尋ねたが、Bは認めなかったという。

Aは、実際に自分の悪口が書き込まれているツイートをスクリーンショットで保存して、学校へ持ってきていた。そして、担任もそれを確認した。

最近、Bのツイートに同調し、同じような内容の書き込みをするクラスメイトが増えてきたため、担任に相談してきたとのことであった。

[参考情報]

- Aは、正義感が強く、友人にも間違っただことは毅然と注意するような性格である。
- Aは、活発で明るく、行事等でもクラスメイトを引っ張り、担任からも頼りにされている存在である。
- Bは、自ら積極的に友達に関わることはやや苦手であるが、Aのようにみんなの中心になって活動したいという気持ちを持っている。

話し合う視点

児童生徒理解・アセスメント（見立て）

- 1 このいじめの要因や背景について、考えられることを話し合しましょう。

この学級はどのような雰囲気
の学級なのだろうか？



- 2 被害者、加害者が、今何に困っていて、どのような困難な状況におかれているか話し合しましょう。

Aのことをツイートしたと認めないB
も困っていることはないだろうか？



プランニング（手立て）

- 3 このいじめの解消に向け、学校はどんな対応をすればよいか、また、拡散した書き込みを削除するにはどうすればよいか、話し合しましょう。

ネットに上げられた情報
は拡散が速いため、
迅速かつ丁寧な対応が
求められます。



未然防止策

- 4 このいじめ事案を踏まえ、学校として今後ネットいじめを未然に防ぐためには、何をしたらよいか話し合しましょう。

ネットいじめの特徴やネット
いじめが起こる要因から考え
てみましょう。



ケース4 スポーツ少年団におけるいじめ

○いじめの概要

被害児童：A（小5男）

加害児童：B（小6男）、C（小6男）

昨日、Aが学校を欠席した。担任は、Aの母から欠席連絡の際、「うちの子がスポーツ少年団のみんなから無視されている。だから、もう学校にも練習にも行きたくないと言っている。」と相談された。母がAから聞き出した話によると、1カ月前にあった練習試合の昼食時に、Aは蓋が開いている水筒を誤って倒してしまい、BとCのシューズを汚してしまったことがあった。その次の日から、BとCはAを無視しはじめ、Aは他の団員からも徐々に話しかけてもらえなくなった。また、学校では先週、Aと同じスポーツ少年団で同じクラスのDに話しかけた時、「お前としゃべったら、オレも先輩から無視される。だから、ごめん、もうAと仲よくできない」と言われた。

[参考情報]

- Aは、昨日まで毎日学校へ休まずに登校していた。しかし、母は、近頃ぼんやりとしていることが多いことや、学校やスポーツ少年団のことを聞いても話したがらない様子が見られることから、とても心配していた。母はAに、「最近、何かあったの?」と聞いても話をわざと逸らしていた。しかし、昨日もう一度問いただすと、みんなから無視されていることやBとCのシューズを汚してしまったことを泣きながら話した。
- BとCは、このスポーツ少年団内でも、チームのけん引役となるムードメーカーである。
- 団員は全員男子で、4～6年生である。団員数は15名（各学年5名）である。また、団員全てが同じ小学校に在籍している。
- 他の団員は、AがB、Cに無視されていることについて、親や指導者、教員等の大人に誰も話していなかった。

話し合う視点

児童生徒理解・アセスメント（見立て）

- 1 このいじめの要因や背景ついて、考えられることを話し合しましょう。

シューズを汚されたこと以外に、何かあったのでは？



- 2 被害者、加害者、保護者、団員が、今何に困っていて、どのような困難な状況におかれているか話し合しましょう。

このスポーツ少年団の他の団員は、なぜ周囲の大人にAのことを話していないのだろうか？



プランニング（手立て）

- 3 このいじめの解消に向け、学校はどんな対応をとればよいか話し合しましょう。

スポーツ少年団とどのような連携を図れるだろうか？



未然防止策

- 4 このいじめ事案を踏まえ、学校として今後同様のいじめを未然に防ぐためには、何をしたらよいか話し合しましょう。

学校と地域との連携で、何かできることは？



いじめに関する富山県内の主な相談専門機関

【富山県総合教育センター】

- ・教育相談専用（受付 月・金 13:00～17:00
火・水・木 9:00～17:00）
076-444-6167
- ・24時間いじめ相談電話（受付 24時間365日）
076-444-6320
- ・24時間子供SOSダイヤル（受付 24時間365日）
0120-0-78310

【富山県教育委員会】

- 東部教育事務所（受付 平日 8:30～17:15）
 - ・相談電話 076-441-3882
- 西部教育事務所（受付 平日 8:30～17:15）
 - ・相談電話 0766-26-7830
- 生涯学習・文化財室（受付 平日17:00～21:00）
 - ・「子どもほっとライン」 076-443-0001

【富山児童相談所】（受付 24時間365日）

- ・子育てテレフォン相談 076-422-5110

【高岡児童相談所】（受付 24時間365日）

- ・子育てテレフォン相談 0766-25-8314

【富山県警察】（受付 いずれも平日8:30～17:15）

- 少年サポートセンター本部 076-441-2211
- 少年サポートセンター東部分室 [富山中央警察署内]
076-432-7867
- 少年サポートセンター西部分室 [高岡警察署内]
0766-21-7867
- ヤングテレホンコーナー 0120-873-415

【富山県心の健康センター】（受付 平日9:30～17:00）

- こころの電話 076-428-0606

【富山県厚生部】（受付 平日9:00～12:00、13:00～17:00）

- 子ども・若者総合相談センター 076-411-9003

【富山県防災・危機管理課】（受付 24時間365日）

- 性暴力被害ワンストップ支援センターとやま
#8891 もしくは 076-471-7879

参考資料

「いじめの問題に関する資料」	文部科学省
「生徒指導提要」	文部科学省
「保存版 いじめのサイン 発見シート」	文部科学省
「学校ネットパトロールに関する取組事例・資料集」	文部科学省
「教師が知っておきたい子どもの自殺予防」	文部科学省
「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に 対するきめ細かな対応等の実施について（教職員向け）」	文部科学省
「生徒指導リーフ いじめの『認知件数』」	文部科学省 国立教育政策研究所
「いじめ追跡調査2013-2015」	文部科学省 国立教育政策研究所
「幼・小・中学校教育指導の重点」	富山県教育委員会
「教員研修ハンドブック」	富山県教育委員会
「小学生の理解のために」	富山県教育委員会
「中学生の理解のために」	富山県教育委員会
「高校生はいま」	富山県教育委員会
「教委だより『子どもとの面談テクニック・ 子どもへの話しかけ方テクニック』」	富山県教育委員会

<メモ>

気になることを記録しておきましょう。

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

記録は
大切ですよ。



改訂版 いじめ対応ハンドブック

令和3年1月

発行 富山県教育委員会
富山市新総曲輪1-7
TEL (076) 431-4111

「改訂版 いじめ対応ハンドブック」の内容は、県ホームページでも閲覧できます。

県ホームページアドレス

http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/3002/kj00022969.html

